

奥州市上下水道事業告示第19号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり定める。

令和2年12月11日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 排水区域

江刺地域

稲瀬字水先の一部、愛宕字金谷の一部

前沢地域

古城字明後沢の一部

胆沢地域

小山字萩屋敷の一部

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。